

## 個人住民税の特別徴収 Q&A

Q1 個人住民税の特別徴収は新しい制度なのですか？

A1 いいえ、個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市条例に規定されていた制度ですが、所得税の源泉徴収に比べ認知度が低く、完全実施が遅れているのが実態です。

そのため、全国の自治体が推進に向けて取組を進めており、北海道においても北海道と道内市町村が連携して、制度の周知と実施の推進に取り組んでいます。

Q2 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないとイケないのですか？

A2 地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。

富良野市においても法令規定の徹底を図り、事業所を特別徴収義務者と指定いたします。

(地方税法第 321 条の 4 及び富良野市税条例第 36 条第 1 項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。)

Q3 従業員も少なく、余裕もないため、今まで特別徴収をしていませんか？

A3 地方税法第 321 条の 4 の規定により、所得税を源泉徴収している給与支払者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。(事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。)

従業員が前年中に給与の支払いを受けた者で、当年度の初日(4月1日)現在、給与の支払を受けている場合は、原則として、特別徴収していただくこととなります。

※原則として、アルバイト・パート等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

Q4 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これを行うことで何かメリットはあるのですか。

A4 住民税の特別徴収は、前述(A2)のとおり事業者が行うべき法律上の義務とされています。

住民税の特別徴収では、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は、1月末までに事業者の方から提出いただいた給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知します

ので、その税額を毎月の給料から徴収(天引き)し、合計額を翌月の10日までに、金融

機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの負担が少なくてすみます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認が必要です。)ので、税務課市民税係までお問い合わせください。

Q5 従業員(アルバイトやパートを含む)であれば、全員特別徴収をする必要がありますか？

A5 前述(A2)のとおり、所得税を源泉徴収している事業者は特別徴収をしなければならないこととされていますので、源泉徴収をされている従業員(アルバイトやパートを含む)についても、所得税を源泉徴収すると同時に、住民税についても特別徴収(給与から天引き)をしていただく必要があります。

ただし、通年雇用でない場合や給与の支払が不定期的な場合等、特別徴収によることが著しく困難な場合には、普通徴収の方法により徴収することができますので、本市税務課市民税係(0167-39-2302)までお問い合わせください。